

令和7年度

**農地等利用最適化推進施策
に関する意見提案について**

**令和7年8月
養父市農業委員会**

養父市長 大林 賢一 様

**養父市農業委員会
会長 山根 達夫**

令和7年は昨年から続く米価の高騰による備蓄米の放出等、国レベルでも近年になく農業、農政が話題となる年となっています。

また令和5年から6年にかけて、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い定められた地域計画も全国的に策定が進み、養父市でも92地区で策定されました。農業委員会の各委員も地域計画策定協議に参画しましたが、今後は策定された地域計画の実現に向け、市におかれても積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

このためここに農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等最適化推進施策を提案いたします。

令和7年度 重要提案

短期的施策(1～3年以内に実施)

提案① 担い手対策について

提案② 耕作放棄地対策について

中長期的施策(5年程度で実施)

養父市農業基本戦略の策定

提案① 担い手対策について

対策その①

■非基幹的農家への支援

〈背景〉

基幹的農家(認定農業者等)は、生産規模が広く、地域農業と周辺環境へ与える影響も大きいいため、国庫補助制度があり支援の中心となっている。

しかしながら、耕作条件が不利な農地が多い中山間地域の農業を支えている非基幹的農家(兼業農家、自作地耕作農家)等には対象となる国庫補助制度が少なく、支援の対象から外れているのが現状である。

〈具体策〉

非基幹的農家にも支援が十分行き届くよう、既存農業機械等支援の拡充。

提案① 担い手対策について

対策その②

■50歳代を対象とした新規就農者(自営就農者)への支援

<背景>

現在市では、国の新規就農支援策（経営開始資金等）を基に、50歳未満を対象に経営が不安定な就農直後の所得を確保するための資金（年間最大150万円を最長2年間）を交付する補助制度はあるが、50歳以上の新規就農支援は皆無である。

49歳までに認定新規就農者になれば、国と市を合わせて年間最大150万円を最長5年間受給出来る。一方、50歳代で就農した場合、支援が無い。

<必要性>

農業者の確保と農業振興を図るために、50歳代でも就農意欲のある方を支援することが必要である。

<具体策>

国庫補助制度に類似する既存市単補助は、50歳代も対象とする。
(養父市独自の支援)

提案① 担い手対策について

対策その③

■営農継承者へ向けた支援

<背景>

親族間営農継承の際に、農機具の老朽化等に起因する更新負担に伴い、離農や営農模縮小を検討されるケースが顕在化しつつある。

<必要性>

農機具の更新にかかる費用負担が大きいことに起因している。営農継承者が意欲的に農業を継続し、代々受け継いだ農地を繋いでいけるよう支援策を設ける。

提案① 担い手対策について

〈具体策〉

農機具の更新に対する支援。
(営農継承者に限り 2 / 3 支援)

〈営農継承の証明方法〉

営農継承者へ所有する全農地を所有権移転すること。

〈要件〉

地域計画のうち、目標地図に位置付けられた者又は位置づけられる見込みの者であり、耕作面積を現状維持または規模拡大する意向のある者。

提案② 耕作放棄地対策について

対策その①

■地域計画を活用し、自治協議会内で新部会を設置

〈背景〉

地域計画策定過程の中で「農地は農会で」と農業関係者以外の方は農業に対する関心度が低下していると感じた。

〈必要性〉

農村は農地を中心に形成されているため、農地の荒廃は住環境の悪化につながる。自治協議会内で新部会を設置し農業に関連した事業を行うことで、農地と非農家との結びつきが生まれる。

策定した地域計画における課題や将来像を農家と非農家も共有し、農村環境の維持を図る必要がある。

提案② 耕作放棄地対策について

〈新部会のスキーム〉

■相続した農地・農機具の斡旋

農業者の死亡後、農業をされない相続者が農機具を安価で売却してしまい、農地が放棄地化していく事例がある。

〈必要性〉

農業の新規参入や継続において、農機具の購入・更新にかかる費用負担が障壁となっている。使用されなくなった農機具が安価で売却される前に斡旋することによって、地域の農業力を高めることができる。

また、農地と農機具を合わせて斡旋することにより、農地の流動化が向上し、耕作放棄地発生防止にも寄与する。

提案② 耕作放棄地対策について

対策その②

■耕作放棄地再生奨励金の交付

<背景>

既存耕作放棄地再生事業補助金については、再生に係った経費に対する補助のみである。よって、耕作放棄地再生後の営農促進に必ずしも繋がっていない。

<必要性>

中山間地である養父市において、耕作放棄地となる農地は耕作条件不利な場合が多い。そのような農地では、再生よりも営農することに費用や労力を要する。従って、既存耕作放棄地再生事業補助金を拡充し、営農を促進させる必要がある。

提案② 耕作放棄地対策について

〈具体策〉

既存耕作放棄地再生事業補助金に加え、奨励金を交付。
(再生した農地につき1回のみ交付。)

〈要件〉

5年以上の貸借もしくは所有権移転すること。

～養父市農業基本戦略の策定～

『養父市農林業振興施策検討会議設置要綱』をベースに、農林業従事者、農林業関係団体、学識経験者等による検討会を設置し計画を策定すべきであると考えます。

「日本一農業しやすいまち」のスローガンを実現するため、市として戦略的に新規就農増加を目指した方針を示し、市内の農業の強みを最大限に活かせるよう、市内農産品の生産と販売の拡大に関しても戦略的に検討を行うべきである。

それが新規就農者の増加につながるものと考えます。

～養父市農業基本戦略の策定～

市農業の現状特性

市農業の課題

市農業戦略の基本理念

市農業戦略の目標年次

市農業のポテンシャル

市農業の将来展望

市農業戦略の目標像

策定フローイメージ図



～養父市農業基本戦略の策定～

戦略のポイント（例）

「養父市産ブランド化、ブランディング強化」
（市独自のブランド米、轟大根、蛇紋岩米、朝倉山椒 等）

「女性が活躍できる環境作り」

「スマート農業活用（ソーラーシェアリング等）」

「有機JAS認証事業者の増加を見据えた将来計画」

「ほ場整備田の継続利用（代々継承されてきた農地を維持する等）」

「市内で発生する但馬牛牛糞堆肥をはじめとした有機資材の利活用」